

前橋市建築物における駐車施設の附置等に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 特定用途 法第20条第1項に<u>規定する特定用途(共同住宅を除く。)</u>をいう。</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 特定部分 法第20条第1項に<u>規定する特定部分(共同住宅の用途に供する部分を除く。)</u>をいう。</p> <p>(7) 省略</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 特定用途 法第20条第1項に<u>規定する特定用途</u>をいう。</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 特定部分 法第20条第1項に<u>規定する特定部分</u>をいう。</p> <p>(7) 省略</p>